

# 7月20日は 参議院議員通常選挙 投票日です

投票時間は  
午前7時～午後8時

■田子町選挙管理委員会事務局  
(役場第2会議室 TEL 20-7188)

## 選挙要件

- ① 平成19年7月21日以前の出生者(選挙期日に満18歳以上であること)
- ② 令和7年4月2日以前の住民票作成又は転入届出をした者

## 投票場所

町内12投票所、選挙人あてに送付されている投票所入場券に記載されている投票所で投票できます。  
また、入場券を紛失した場合でも選挙資格があれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 投票方法

### ◎投票用紙について

選挙区選出議員選挙(薄い黄色)

投票しようとする候補者の氏名を一人書いてください。

比例代表選出議員選挙(白色)

投票しようとする政党名又は候補者の氏名を書いてください。

### ◎投票の順序について

- ①最初に選挙区(薄い黄色)の投票用紙交付 → 投票
- ②次に比例代表(白色)の投票用紙を交付 → 投票

この紙は大事な資源物です。

雑紙収集

## 期日前投票

仕事や諸事情により、当日投票所へ行けない人は期日前投票ができます。

- ① 場所 田子町選挙管理委員会事務局(役場第2会議室)  
期間 7月4日～7月19日 ※土・日も投票できます。  
時間 午前8時30分～午後8時
- ② 場所 上郷公民館  
期間 7月14日～7月19日 ※土曜日も投票できます。  
時間 午前9時～午後8時

## 不在者投票

期間 7月4日(金)～7月19日(土)  
時間 午前8時30分～午後8時

### ◎対象者

#### ①他の市町村で不在者投票をする方

出稼ぎ等で他の市町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。早めに当町選挙管理委員会へご連絡ください。

#### ②指定病院等で不在者投票をする場合

不在者投票をできる施設として指定されている病院等に入院されている方は、病院等の長を通じて投票用紙等を請求してください。施設内で投票することができます。

#### ③郵便による不在者投票

障害や要介護のため投票所での投票が難しい方は、自宅で投票することができます。  
障害等の区分・程度が一定の条件にあたる方が対象となります。  
また、郵便投票証明書の申請など、手続きが必要となりますのでお早めにお問い合わせください。(手続きの期限は投票日の4日前です。)

※ ①・③に必要な用紙は選管事務局または田子町HPからダウンロードすることが出来ますので、ご確認・お問い合わせください。

